

2020年2月7日

各位

山形県山形市旅籠町三丁目2番3号  
株式会社 きらやか銀行

「改正債権法」を踏まえた預金等規定の改定について

株式会社きらやか銀行（本店 山形市 頭取 栗野 学）では、2020年4月施行の改正民法（債権法）を踏まえ、下記の通り預金等規定を改定いたします。

なお、改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

また、改定後の規定を2020年4月より、当行ホームページに掲載させていただきます。印刷した規定の交付をご希望の場合は、当行本支店窓口へお申し出ください。

記

1. 対象となる主な預金等規定

- |            |                       |
|------------|-----------------------|
| ・普通預金規定    | ・振込規定                 |
| ・総合口座規定    | ・外貨普通預金規定             |
| ・決済用普通預金規定 | ・外貨定期預金規定             |
| ・決済用総合口座規定 | ・夜間金庫使用規定             |
| ・貯蓄預金規定    | ・封緘保護預り規定             |
| ・納税準備預金規定  | ・引出式簡易金庫・貸金庫規定        |
| ・通知預金規定    | ・専用袋集金取扱規定            |
| ・定期預金規定    | ・定額自動送金サービス規定         |
| ・積立定期預金規定  | ・口座振替規定               |
| ・財産形成預金規定  | ・マイネットバンキング利用規定       |
| ・定期積金規定    | ・オフィスネットバンキングサービス利用規定 |
| ・譲渡性預金規定   | ・ファームバンキングサービス利用規定    |
| ・当座勘定規定    | ・でんさいネットサービス利用規定      |

2. 改定日 2020年4月1日（水）

3. 主な改定内容

- （1）成年後見人等ご本人について、補助・保佐・後見が開始された場合の取扱の明確化
- （2）各規定変更時の周知方法等についての明確化
- （3）定期性預金について、満期日前解約の取扱についての明確化



- (1) 成年後見人等ご本人について、補助・保佐・後見が開始された場合の取扱の明確化（下線部分が改定箇所）

改定対象規定 普通預金規定等 15 規定

**成年後見人等の届出**

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。  
(2)～(5)略

- (2) 各規定変更時の周知方法等についての明確化（下線部分が改定箇所）

改定対象規定 普通預金規定等 26 規定

**規定の変更等**

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化、その他の相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。  
(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

- (3) 定期性預金について、満期日前解約の取扱についての明確化（下線部分が改定箇所）

改定対象規定 定期預金規定等 4 規定

**預金の解約、書替継続**

- (1)この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。  
(2)この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに提出してください。ただし、元金に利息を加えて書替継続するときは、記名押印がなくても取扱います。この場合、届出の印鑑を引続き使用します。

以上

お問合せ先

事務部事務課 担当：高梨、武田

023-631-0001（代表）

